

# ガバナンス ニュースクリップ

コーポレートガバナンスに関わる最近のニュースをダイジェストで紹介する。

1. (2009/12/22) 東証がガバナンス向上を目的として有価証券上場規程などを一部改正
2. (2010/2/24) 法制審議会が会社法制の見直しを審議するため会社法制部会を新設
3. (2010/3/31) 金融庁がガバナンスに関する開示内容の充実に係る改正府令を公布

## 1. 東証がガバナンス向上を 目的として 有価証券上場規程などを 一部改正

2009年12月22日、東京証券取引所（以下、東証）は有価証券上場規程などの一部改正を行い、12月30日から施行すると発表した。今回の改正は同年9月29日に発表した「上場制度整備の実行計画2009」の中で、「速やかに実施する事項」として挙げた事項を実現するため、必要な制度整備を実施した一環である。

今回の改正において東証は「コーポレート・ガバナンスの向上に向けた環境整備」として、（1）上場会社コーポレート・ガバナンス原則の尊重、（2）コーポレート・ガバナンス体制に関する開示の充実、（3）独立役員の確保および開示を求めている。各項目の改正概要について東証は、以下の

ように説明している。

### （1）上場会社コーポレート・ ガバナンス原則の尊重

上場会社は、当取引所の「上場会社コーポレート・ガバナンス原則」を尊重してコーポレート・ガバナンスの充実に取り組むべき旨を、企業行動規範の「望まれる事項」として規定するものとします。

（出所）東証「上場制度整備の実行計画2009（速やかに実施する事項）」に基づく業務規程等の一部改正について」（2009年12月22日）より抜粋

東証は今回の発表と同じく12月22日付で「上場会社コーポレート・ガバナンス原則」を改定した。その中で備考として「株主・投資家等からの信認を確保していく上でふさわしいと考えられるコーポレート・ガバナンスのモデル」に次の3類型を挙げる。

- ①委員会設置会社化
- ②社外取締役を中心とした取締役会
- ③社外取締役の選任と監査役会等との連携

(出所) 東証「『コーポレート・ガバナンスに関する報告書』記載要領」  
(2009年12月29日改訂)より抜粋

上記は2009年6月17日に公表された、金融審議会金融分科会「我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ報告」の中で提示されたものである。全ての上市企業が3種類のいずれかを採用することを、東証は期待しているものと解釈できる。

## (2) コーポレート・ガバナンス体制に関する開示の充実

上市会社は、上市会社が自らのコーポレート・ガバナンス体制を選択する理由を、コーポレート・ガバナンス報告書において開示するものとします。

(出所) 東証「『上市制度整備の実行計画2009(速やかに実施する事項)』に基づく業務規程等の一部改正について」(2009年12月22日)より抜粋

これに際して東証は「金融審議会スタディグループ報告で示されたモデル」を踏まえて記載するように求めている。すなわち前述した3類型を望ましいものとして、特に社外取締役がない場合には、これに代わる「独自の方法」を説明するものとしている。

東証は12月29日に「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」の記載要綱を改訂、ガバナンス体制を選択する理由などの記載箇所を整備した。全上市企業は当該変更を同報告書に反映した上で、2010年3月31日までに提出する必要があると通知された。

## (3) 独立役員

### ①独立役員確保

上市内国株券の発行者は、一般株主保護のため、独立役員(一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役又は社外監査役をいう。以下同じ。)を1名以上確保しなければならない旨を、企業行動規範の「遵守すべき事項」として規定するものとします。

(出所) 東証「『上市制度整備の実行計画2009(速やかに実施する事項)』に基づく業務規程等の一部改正について」(2009年12月22日)より抜粋

すなわち全ての上市企業は、上記「独立役員」として認められる社外取締役あるいは社外監査役を、少なくとも1名は確保していなければならない。「一般株主と利益相反が生じるおそれのない」者がいなければ、株主総会で適格者を選任する必要がある。

違反した(独立役員が1名もない)場合は、改善報告書の提出などの実効性確保措置が課される。もっとも実際の適用は、2010年3月1日までに終了する事業年度の定時株主総会後からとなる。したがって2010年中の株主総会で必ず選任する必要はない。

上市内国株券の発行者は、独立役員に関して記載した「独立役員届出書」を当取引所に提出することとし、当該届出書を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとします。また、当該届出書の内容に変更が生じる場合には、原則として、変更が生ずる日の2週間前までに変更内容を反映した当該届出書を当取引所に提出するものとします。

(出所) 東証「『上市制度整備の実行計画2009(速やかに実施する事項)』に基づく業務規程等の一部改正について」(2009年10月22日)より抜粋

上記「独立役員届出書」の提出は、2010年3月31日までとされた。独立役員の適格者である社外取締役や社外監査役が複数いる場合、全員を届け出ても一部のみでも問題ない。1名の独立役員も確保できていない場合は、その旨を報告しなければならない。

なお提出された独立役員届出書の内容は、エクセルファイルによる一覧表の形式で、東証のホームページ (<http://www.tse.or.jp/listing/yakuin/>) に掲載される。また届出書自体も、東証ARROW S内のインフォメーションテラスで公衆縦覧される。

## ②独立役員の開示

上場内国株券の発行者は、独立役員の確保状況(独立役員として指定する者が、以下のaからeまでのいずれかに該当する場合は、それを踏まえてもなお独立役員として指定する理由を含む。)を、コーポレート・ガバナンス報告書において開示するものとします。

(出所) 東証「[上場制度整備の実行計画2009(速やかに実施する事項)]に基づく業務規程等の一部改正について」(2009年12月22日)より抜粋

前述の独立役員届出書で開示した内容を、コーポレート・ガバナンスに関する報告書に反映する必要がある。提出期限は2010年3月1日以後に終了する事業年度の定時株主総会后とされる。以下はガバナンス報告書の記載要綱において定められている。

- a 当該会社の親会社又は兄弟会社の業務執行者等(業務執行者又は過去に業務執行者であった者をいう。以下同じ。)
- b 当該会社を主要な取引先とする者若しくはその業務執行者等又は当該会社の主要

な取引先若しくはその業務執行者等

- c 当該会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者及び当該団体に過去に所属していた者をいう。)
- d 当該会社の主要株主
- e 次の(a)又は(b)に掲げる者(重要でない者を除く。)の近親者
  - (a) から前dまでに掲げる者
  - (b) 当該会社又はその子会社の業務執行者等(社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役若しくは業務執行者でない取締役であった者又は会計参与若しくは会計参与であった者を含む。)

(出所) 有価証券上場規程施行規則第211第6項第5号、第226第6項第5号(2009年12月22日改正)

これらは独立役員届出書において求められる開示項目と同様である。ただし東証が実効性確保措置を講ずるかを判断する際は、過去の状況および主要株主の項目については問わないとされる(12月30日付の改定「上場管理等に関するガイドライン」)。

なお東証は独立役員届出書を提出する際、当該者が「一般株主と利益相反が生じるおそれが高い」場合は、事前相談することを求めている。その際の基準は「上場管理等に関するガイドライン」とされる(したがって過去状況と主要株主は問われない)。

コーポレート・ガバナンスに関する報告書および独立役員届出書の開示後、2010年5・6月の株主総会シーズンにおいて、株主の議決権行使に及ぼす影響が注目される。独立役員に指定されてい

ない社外取締役や社外監査役について、選任議案の反対比率が高くなることは考えられよう。また社外取締役がいないことを十分に説明していない上場会社、独立役員がいないまたは少ない上場会社の経営トップについても、再任に否定的な意思表示がされるかもしれない。上場会社はより積極的に説明責任を果たすべきだろう。

## 2. 法制審議会が会社法制の見直しを審議するため 会社法制部会を新設

2010年2月24日、法制審議会に会社法制の見直しについて諮問が行われた。これは民主党が継続して討議してきた「公開会社法(仮称)」の実現を目指した動きといえる。同法案は今後、新設の「会社法制部会」に付託され、同部会から報告を受けた後、改めて総会において審議されることとなる。今回の諮問内容は以下である。

会社法制について、会社が社会的、経済的に重要な役割を果たしていることに照らして会社を取り巻く幅広い利害関係者からの一層の信頼を確保する観点から、企業統治の在り方や親子会社に関する規律等を見直す必要があると思われるので、その要綱を示されたい。

(出所) 法制審議会第162回会議(2010年2月24日開催)配布資料6「諮問第91号」より抜粋

「企業統治の在り方」として具体的には、社外取締役の条件強化、従業員代表者の監査役選任などが挙げられる。前者に関しては、親会社や主要取引先の出身者を適格者から排除する、取締役会の一定割合となる人数を義務付ける、などが考えられる。

親子上場については従来から、少数株主の利益を損なう恐れが大きいと批判されてきた。一定の移行期間を設定した上で、子会社株式を売却するか、逆に買い戻して100%子会社にするかを、親会社に迫るといった趣旨の立法が検討される可能性がある。

わが国上場会社の過半数は社外取締役を選任しておらず、また上場会社の約1割は親子上場の状態にある。今後の政局次第とはいえ、社外取締役の選任が義務付けられる、親子上場の解消が強制される、といった変革が実現すれば、対応を迫られる上場会社には多大な負担が生じるだろう。民主党は公開会社法を2・3年で成立させたい意向といわれており、したがって上場企業は2・3年以内に対策を練っておくことが必要といえる。

## 3. 金融庁がガバナンスに関する 開示内容の充実に係る 改正府令を公布

2010年3月31日、金融庁は「企業内容等の開示に関する内閣府令」を施行した。今回の内閣府令は2009年6月17日発表の金融審議会金融分科会「我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ報告」が提言した事項を実現することを目的としている。

今回の内閣府令において金融庁は「コーポレート・ガバナンスに関する開示内容の充実に係る」として、(1)コーポレート・ガバナンス体制について、(2)役員報酬、(3)株式保有の状況、(4)議決権行使結果について開示を義務付けている。各項目の開示内容について金融庁は、3月23日発表の「改正府令案の概要」において、以下のよう



## (1) コーポレート・ガバナンス体制について

有価証券報告書等の「コーポレート・ガバナンスの状況」等で開示が義務付けられる。2010年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書等から適用される。

- (1) コーポレート・ガバナンス体制(会社が任意に設置する委員会その他これに類するもの(例:経営諮問会議)を含む。)の概要・当該体制を採用する具体的な理由
- (2) 内部監査・監査役(監査委員会)監査の組織・人員(財務及び会計に関する相当程度の知見を有する監査役又は監査委員について当該知見の内容)・手続
- (3) 社外取締役・社外監査役について
  - ①社外取締役・社外監査役の機能・役割(社外取締役・社外監査役の独立性に関する考え方を含む。)、社外取締役・社外監査役の選任状況についての考え方
  - ②社外取締役・社外監査役による監督・監査と内部監査・監査役監査・会計監査との相互連携や内部統制部門との関係
  - ③社外取締役・社外監査役を選任していない場合には、それに代わる体制及び当該体制を採用する理由

(出所) 金融庁「改正府令案の概要」(2010年3月23日)より抜粋

以上の内容は東証「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」においても説明する事項である。東証は3月31日までに同報告書を提出することを求めており、上場会社は内閣府令の対応も見越した上で、同報告書における記載充実を進める必要

がある。

なお東証「ガバナンス報告書」にはない内容として、内閣府令では社外取締役・社外監査役を選任している場合においても、それらがガバナンスにおいて果たす機能や役割、その選任状況に関する提出会社の考え方を、記載するべきことが定められた。

## (2) 役員報酬

有価証券報告書等の「コーポレート・ガバナンスの状況」等で開示が義務付けられる。2010年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書等から適用される。

- (1) 取締役(社外取締役を除く)・監査役(社外監査役を除く)・執行役・社外役員に区分した報酬等の総額、報酬等の種類別(基本報酬・ストックオプション・賞与・退職慰労金等の区分)の総額等
- (2) 役員ごとの提出会社と連結子会社の役員としての報酬等(連結報酬等)の総額・連結報酬等の種類別の額等(ただし、連結報酬等の総額が1億円以上の役員に限ることができる。)
- (3) 提出日現在において報酬等の額又はその算定方法の決定方針がある場合、その内容及び決定方法

(出所) 金融庁「[企業内容等の開示に関する内閣府令(案)]等の公表について」(2010年2月12日)より抜粋

役員ごとの報酬開示に際しては、連結子会社から受ける役員報酬も含める必要がある。使用人兼任役員の使用人給与分のうち、重要なものについては総額および内容を記載する。なお報酬総額が1億円に達しない役員でも、任意で開示すること

は問題ない。

報酬の決定方針について内閣府令は、「定めている場合には」記載すること、そして「定めていない場合には」その旨を記載するとしている。具体的には経営者のインセンティブが機能するか、業績連動部分を決定する指標などの提示が期待されているよう。

### (3) 株式保有の状況

有価証券報告書等の「コーポレート・ガバナンスの状況」等で開示が義務付けられる。銀行・保険会社は2012年3月31日以後に終了する事業年度、その他の上場会社は2011年3月31日に終了する事業年度に係る有価証券報告書等から適用される。

#### (1) 政策投資目的で保有する株式について

- ①投資有価証券に区分される株式(投資株式)のうち純投資目的以外の目的で保有する株式についての銘柄数・貸借対照表計上額の合計額
- ②純投資目的以外の目的で保有する上場投資株式(特定投資株式)(提出会社が議決権行使権限を有する上場銘柄(みなし保有株式)を含む。)のうち、銘柄別に当事業年度及び前事業年度の貸借対照表計上額が資本金額の1%を超えるもの(それぞれの銘柄数が30銘柄に満たない場合には、貸借対照表計上額の上位30銘柄に該当するもの)について、特定投資株式とみなし保有株式に区分して、銘柄・株式数・貸借対照表計上額・具体的な保有目的
- ③提出会社が持株会社の場合
  - i 提出会社及び連結子会社のうち、投

資株式の貸借対照表計上額(投資株式計上額)が最も大きい会社(最大保有会社)が保有する投資株式について、①・②と同じ基準で記載する。

- ii 最大保有会社の投資株式計上額が、提出会社の連結貸借対照表上の投資有価証券である株式の連結貸借対照表計上額の3分の2を超えない場合には、提出会社及び連結子会社の中で次に投資株式計上額が大きい会社が保有する投資株式について、①・②と同じ基準(ただし、上位30銘柄は上位10銘柄)で記載する。
- iii 提出会社が最大保有会社に該当しない場合には、iiと同様、①・②と同じ基準(ただし、上位30銘柄は上位10銘柄)で記載する。

#### (2) 純投資目的で保有する株式について

- ①提出会社((1)の③に該当する会社を含む。)が純投資目的で保有する投資株式を、上場株式・非上場株式に区分し、当事業年度及び前事業年度における貸借対照表計上額並びに当事業年度における受取配当額、売却損益及び評価損益を記載する。
- ②当事業年度において保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に、又は純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものがあつた場合には、それぞれ区分して、銘柄ごとに、銘柄・株式数・貸借対照表計上額を記載する。

(出所) 金融庁「企業内容等の開示に関する内閣府令(案)」等の公表について(2010年2月12日)より抜粋

上場会社は政策投資目的の保有株式を、少なく

とも30銘柄を開示することになる。従来から財務諸表の附属明細表にて、投資有価証券の上位10銘柄を開示しているが、今回の内閣府令で実質的にその範囲が拡大する。保有目的の具体的な記載も加わる。

持株会社の場合、連結子会社を含めて最も多く投資株式を保有している会社の分を記載する。その会社の株式保有金額が、連結貸借対照表計上額の3分の2を超えない場合には、次に多く投資株式を保有している会社の分(ただし上位10銘柄)を記載する。なお持株会社が上記に該当しない場合、その保有分(ただし上位10銘柄)も記載する。

経過措置として2010年3月期の有価証券報告書については、10銘柄(資本金の1%を超える銘柄は追加される)までの記載で許される。上場企業にとって初年度からポイントとなるのは、個別銘柄の保有目的をどう記載するかということになるだろう。

#### (4) 議決権行使結果について

臨時報告書で開示が義務付けられる。2010年3月31日以後に終了する事業年度に係る定時株主総会および、その後開催される株主総会について適用される。

- ① 株主総会の開催年月日
- ② 決議事項の内容
- ③ 決議事項に対する賛成・反対・棄権に係る議決権数、当該決議事項の可決要件、決議結果
- ④ ③の議決権数に株主総会に出席した株主の議決権数の一部を参入しなかった理由(前日行使分・当日出席の大株主分の集計により可決要件を満たし、会社法上適法

#### に決議が成立したものとして議決権の一部を集計しなかった場合等)

(出所) 金融庁「[企業内容等の開示に関する内閣府令(案)]等の公表について」(2010年2月12日)より抜粋

役員選任議案については、個別の役員ごとに得票数を記載する。2009年に多く見られた、全役員候補者の最低得票と最多得票を幅で表示する方式や、最少得票だった候補者の得票数のみを表示する方式については、今回の内閣府令案では認められない。

株主総会に出席した株主の議決権については、全部または一部を参入せずに開示することが許される。その際は理由として、前日行使分または当日出席の大株主の分などにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立した旨を記載すればよい。

今回の内閣府令案で定められた事項のうち、2010年5・6月の株主総会シーズンにおいて必ず関わってくるのは、臨時報告書による議決権行使結果の開示だけである。他の内容は有価証券報告書の記載事項であるため、株主総会前に提出しない限り、投資家が議決権行使に際して参考にできるものとはならない。したがって有価証券報告書の総会前提出に踏み切るか、あるいは提出は早めないまでも、今回の内閣府令による内容を招集通知・事業報告に反映させるか、上場会社においては判断が分かれるところだろう。

#### ■ 執筆者

藤島 裕三 (ふじしま ゆうぞう)

経営戦略研究所 経営戦略研究部 主任研究員  
 専門：コーポレートガバナンス、IR